

中小企業者のための

しっかり **傷害** ガード

傷害総合保障共済



ワイド
に
保障

傷害



疾病見舞金

介護見舞金

全国中小企業共済協同組合連合会

傷害総合保障共済は大切

日常生活での思いがけない傷害
経済的負担をワイ



こんなときに共済金をお支払いします。

■傷害共済金（死亡・後遺障害・入院・手術・通院）

偶然な事故によりケガをされたときに共済金をお支払いします。



自動車にはねられてケガをした



出張中にケガをした



仕事中にケガをした



料理中にヤケドをした



自転車で転倒し、ケガをした



飛行機事故で死亡した



スキーで転倒し、骨折した



ゴルフ場でプレー中にケガをした

■疾病見舞金（死亡・入院）



心臓病で死亡した



脳こうそく
で入院

■介護見舞金

無害により後遺障害となり、かつ現状により介護
が必要な状態となったときにお見舞金をお支払いします。



衣服の着脱の要介護



ベッドで食事の要介護

ご加入者（被共済者）の範囲

- ご加入者は健康で、正常に就業し、または日常生活を営む
満6歳以上満75歳未満の方とします。
(ただし満70歳以上の方は満70歳未満から更新継続された方に限ります。)
- 1) 法人事業所の場合は、役員・従業員とご家族
- 2) 個人事業主の場合は、事業主・従業員とご家族
- 被共済者につきましては、共済契約締結の際に、共済契約者
から所要事項記載の名簿を提出していただきます。

共済期間

- 共済期間は共済掛金（月払共済掛金の場合は、初回共済掛金）の振替日の属す
る月の1日（共済期間開始の日）の午前0時から1年とします。また、共済
期間満了の日から2週間前までに、特に通知のない限り、更新継続とします。
- 共済契約申込日から共済期間開始の日までに生じた身体障害につきましては、
共済金をお支払いできません。

共済掛金

	Aタイプ	Bタイプ
月額	2,000円	1,000円
年額	24,000円	12,000円

口座振替について

振替日は27日とします。また27日が金融機関
休業日の場合は翌営業日とします。

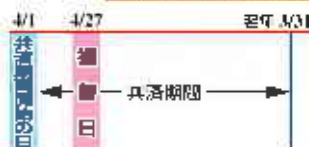
月払契約の場合

- 初回口座振替が不能となった場合は、共済契約は
無効となります。
- 2回目以降の口座振替が不能となった場合は、振
替日の属する月の翌月の振替日に、再度その月に
払い込むべき共済金と合わせてその月分の共
済金の口座振替を行います。
- 前回の規定による口座振替が不能となった場合は、
共済契約は最初の払込みがなかった振替日の属す
る月の1日にさかのぼって効力を失うものとします。

年払契約の場合

●口座振替が不能となった場合は、年払契約は無効となります。

共済期間開始の日を4月1日とする場合



共済金の口座振替が確認
できる前に生じた身体障害
につきましては、共済掛金
が振替られたことの確認が
できるまで、共済金のお支
払いはいけません。

なカラダをワイドに保障

事故や疾病・介護お見舞いの
に保障します。

共済金の区分、担保内容および保障額

●傷害総合保障共済の共済金の区分、担保内容および保障額は次の表のとおりです。

共済金の区分	担保内容	保 障 額			
		Aタイプ		Bタイプ	
		満6歳以上 満65歳未満	満65歳以上 満75歳未満	満6歳以上 満65歳未満	満65歳以上 満75歳未満
傷害死亡共済金	傷害により、事故の日から180日以内に死亡したとき。	1,000万円	800万円	500万円	400万円
疾病死亡見舞金	疾病により死亡したとき。	30万円	10万円	15万円	5万円
後遺障害共済金	傷害により、事故の日から180日以内に約款に定める身体障害の状態（後遺障害）となったとき。	10万円～ 1,000万円	8万円～ 800万円	5万円～ 500万円	4万円～ 400万円
介護見舞金	傷害により、事故の日から180日以内に約款に定める身体障害の状態（後遺障害）となり、かつ約款に定める要たきりにより介護が必要な状態（後遺障害による要介護状態）となったとき。	50万円	50万円	25万円	25万円
傷害入院共済金	傷害により、事故の日から90日以内に医師の入院治療を受けたとき。ただし、給付する期間は、同一事故について、事故の日から1年間とし、入院日数180日が限度。	1日につき 6,000円	1日につき 6,000円	1日につき 3,000円	1日につき 3,000円
傷害手術共済金	約款に定める所定の手術を傷害入院期間内に受けたとき。	約款に定める支払額（手術の種類に応じて5万円、10万円または20万円のいずれか）	約款に定める支払額（手術の種類に応じて5万円、10万円または20万円のいずれか）	約款に定める支払額（手術の種類に応じて26,000円、5万円または10万円のいずれか）	約款に定める支払額（手術の種類に応じて25,000円、5万円または10万円のいずれか）
疾病入院見舞金	疾病により、医師の入院治療を受けたとき。ただし、継続して30日以上入院したとき。	10万円	3万円	5万円	15,000円
傷害通院共済金	傷害により、事故の日から90日以内に医師の通院治療を受け、実日数が7日以上となったとき。（往診を含む。）ただし、給付する期間は、同一事故について、事故の日から1年間が限度。	約款に定める支払額（実日数に応じて、15,000円、3万円、6万円、12万円または18万円のいずれか）	約款に定める支払額（実日数に応じて、15,000円、3万円、6万円、12万円または18万円のいずれか）	約款に定める支払額（実日数に応じて、7,500円、15,000円、3万円、6万円または9万円のいずれか）	約款に定める支払額（実日数に応じて、7,500円、15,000円、3万円、6万円または9万円のいずれか）

※新規加入年齢はAタイプ・Bタイプとも満6歳以上満70歳未満です。

お支払いする共済金の内容

●傷害死亡共済金

偶然な事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで死亡されたときは、保険額に記載の金額を共済金としてお支払いします。

(注) 死亡におき込んだ傷入院共済金、傷手術共済金、傷害通院共済金および後遺障害共済金がある場合は、その額を控除した残額をお支払いします。

●疾病死亡見舞金

疾病により死亡されたときは、保険額に記載の金額を見舞金としてお支払いします。

●後遺障害共済金

偶然な事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じたときは、後遺障害の程度に応じて、約款に定める保険額を共済金としてお支払いします。

(注) 後遺障害共済金と傷入院共済金、傷害手術共済金および傷通院共済金を併せてお支払いする場合は、同一事故について保険額に記載の傷入院共済金相当額を控除します。ただし、後遺障害共済金をお支払いした場合は、以後の傷入院共済金、傷害手術共済金および傷通院共済金のお支払いはできません。

●介護見舞金

偶然な事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じ、かつ寝たきりにより介護が必要な状態となったときは、保険額に記載の金額を見舞金としてお支払いします。なお、「後遺障害による要介護状態」の認定は医師の診断によります。

●傷害入院共済金

偶然な事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて90日以内に医師の治療を受けるため入院されたときは、その入院期間に対し、1日につき保険額に記載の傷害入院共済金日額を共済金としてお支払いします。ただし、給付する期間は、同一事故について、事故の日から1年間とし、入院日数180日が限度となります。

●傷害手術共済金

上記傷害入院期間内に所定の手術を受けられたときは、手術の種類に応じて保険額に記載の支払額を共済金としてお支払いします。

(注) 1手術によるケガに対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も支払額の多い1つの手術に限り傷害手術共済金をお支払いします。ただし、1手術に基くケガについて1回の手術に限りです。

●疾病入院見舞金

疾病により医師の治療を受けるため、継続して30日以上入院されたときは、保険額に記載の金額を見舞金としてお支払いします。

●傷害通院共済金

偶然な事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて90日以内に医師の治療を受けるため通院され(往診を含みます)、実日数が7日以上となったときは、実日数に応じて下表に記載の支払額を共済金としてお支払いします。ただし、給付する期間は、同一事故について、事故の日から1年間とします。

傷害通院期間(実日数)	Aタイプ支払額	Bタイプ支払額
7日以上 ~ 15日以下	15,000円	7,500円
16日以上 ~ 30日以下	30,000円	15,000円
31日以上 ~ 60日以下	60,000円	30,000円
61日以上 ~ 90日以下	120,000円	60,000円
91日以上 ~	180,000円	90,000円

(1日事故当たり)

被共済者が共済期間開始の日以降に上記共済金のお支払い内容のいずれかに該当した場合には、共済契約存続中に限り、その被共済者について定められた共済金をお支払いします。

共済金をお支払いできない主な場合

- 共済金受取人(共済金受取人が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)または被共済者の故意による身体障害。
- 被共済者のアルコール依存および薬物依存による身体障害。
- 被共済者の自殺行為(ただし、共済期間開始の日から12か月経過後の死亡の場合は、疾病による死亡見舞金相当額をお支払いします。)、犯罪行為または闘争行為による身体障害。

●疾病による死亡および入院の場合

- 死亡・入院の原因となった発病の時が、共済期間開始の日より前であるとき。

●傷害による死亡、後遺障害、介護、入院、手術および通院の場合

- 共済期間開始の日より前に生じた事故によって被った傷害。
- 被共済者が、法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔っけてもしくは麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故。
- 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失。
- 地震もしくは雷火またはこれらによる災害。
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象もしくは暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事象と認められる状態をいいます。)による傷害。
- 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚症状のないもの(原因のいかんを問いません。)

上記以外にも共済金をお支払いできない場合がありますので、「約款」をご覧ください。

個人情報取扱について

共済契約の締結または事故の発生等に際して、ご提供いただく氏名・性別・生年月日・住所・電話番号、また健康状態などの情報(過去に取得したものを含みます。)につきましては、ご契約者(被共済者が所属される企業または団体を含みます。)から当連合会に提供されます。なお、当連合会におけるこれらお預かりする個人情報の取扱いについては、下記のとおり適切に取り扱い、その安全管理に努めますので、ご意見を伺います。

(1) 個人情報の利用目的について

当連合会は、ご契約者から提供された情報について、共済制度の健全な運営とサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただきます。

- ①共済契約の引受け、管理・履行、共済金の支払および付帯サービスの提供。
- ②共済事故の調査(医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。)
- ③当連合会、当連合会の会員・利用組合、全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工協同組合連合会またはこれらの会員・利用組合のほか、当連合会の提携先企業・団体等の共済商品・金融商品・各種サービスの案内・提供。

(2) 個人情報の第三者提供について

当連合会は、ご契約者から提供された情報について、共済制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律、その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供させていただきます。

- ①上記(1)に定める利用目的の範囲内において、当連合会の会員・利用組合、全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工協同組合連合会またはこれらの会員・利用組合のほか、当連合会の提携先企業・団体等と共同利用する場合。
- ②共済契約の適正な引受け、共済金の適正な支払および不適切な共済金の請求を防止するため、共済団体・保険会社等の間において、共済契約、共済事故、共済金請求または共済金支払等に関する情報を交換する場合。
- ③共済金の適正かつ迅速な支払を行うために必要な範囲内の情報を、医療機関・調査会社、共済団体・保険会社・当事者等の関係先へ提供する場合。
- ④再保険契約の締結または再保険金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報を提供する場合。

※このパンフレットは傷害総合保障共済の概要を説明したものです。

お問い合わせ・ご相談は…

奈良県中小企業共済協同組合

〒630-8213 奈良市登大路町38-1(奈良県中小企業会館内)
TEL:0742-24-0082(代) FAX:0742-22-0336